

# 令和 8 年度地域を支える定住促進事業の募集

過疎化・高齢化が進む大字地域への若者世帯の定住促進に向けた取り組み（住宅建築購入補助、リフォーム補助、家賃補助）を行います。

## ○ 事業内容

本市では、大字地域への定住を促進するため、下記の補助事業を実施します。

1. 民間賃貸住宅の家賃補助（月家賃の 1/2 以内、補助限度額 2 万円/月）
2. 購入住宅のリフォーム補助（工事費の 1/2 以内、補助限度額 50 万円～100 万円）
3. 住宅建築購入補助（建築購入費の 1/10 以内、補助限度額 100 万円～200 万円）
4. 校区・自治会等が管理する空き家等のリフォーム補助（工事費の 1/2 以内、補助限度額 100 万円）

## ○ 補助対象者

**【転入者（転入の日から3年を経過していないもの）の場合】**

1. 西之表市外から新たに指定地域内（主に大字地域）に定住しようとする世帯責任者が満 65 歳以下の世帯。
2. 市が実施する他の同様の補助金や助成金の交付を受けていない者。
3. 指定地域に原則として 5 年以上継続して定住する意思のある者。
4. 居住地の自治会に加入する者。

**【転居者の場合】**

1. 指定地域外（主に市街地）から新たに指定地域内（主に大字地域）に定住しようとする世帯責任者が満 60 歳以下の世帯。
2. 指定地域内（主に大字地域）に居住する世帯責任者が満 60 歳以下の世帯で新たに住居を構え引き続き、指定地域に定住しようとする者。（建替えは対象外）
3. 市が実施する他の同様の補助金や助成金の交付を受けていない者。
4. 指定地域に原則として 5 年以上継続して定住する意思のある者。
5. 居住地の自治会に加入している（する）者。

## ○ 補助の主な要件

1. 市税等を世帯員全員が滞納していないこと。
2. 家賃補助の場合、独立生計を営み、家賃を支払う能力があること。

○ 具体的な支援とは・・・

家賃補助
1. 民間賃貸住宅（管理費、共益費、駐車場代は含まない）の月家賃の 1/2 とし、補助限度額は 2 万円とする。 2. 申請月から最長 36 か月が算定期間となる。（日割りとなった月は含まない。） 3. 勤務先から住宅手当を受けているときは、家賃月額から当該額を差し引いた額の 1/2 となる。 4. 日割り算定分の家賃は対象とならない。 5. 子ども加算額はなし。
購入住宅リフォーム補助
購入住宅のリフォームに要した工事費（消費税及び地方消費税は除く。）の 50%以内を補助する。ただし、補助限度額を超える場合は補助限度額となる。なお、地域によって補助限度額が異なる。
住宅建築購入補助
建築費経費額または購入契約額（土地購入費含む。消費税及び地方消費税は除く。）の 10%以内を補助する。ただし、補助限度額を超える場合は補助限度額となる。なお、地域によって補助限度額が異なる。
空き家等再生支援事業補助
校区・自治会等が管理する指定地域内に所在する空き家等で、リフォーム後は 5 年以上、交流拠点施設等（住民や地域間の交流、移住定住を促進するための移住体験、移住者、親子留学向けの賃貸を目的とした施設等）として活用する空き家等が対象。空き家等のリフォームに要した工事費（消費税及び地方消費税は除く。）の 50%以内を補助する。補助限度額は 100 万円。ただし、補助限度額を超える場合は補助限度額。

指定地域	補助限度額		子ども加算額	交付方法
	リフォーム	住宅建築		
小牧野・竹鶴・今年川・桃園・岳之田・平田・牧之峯・本立・下石寺・鞍勇	50 万円	100 万円	子ども加算 最高限度額 15 万円 中学生以下の子ども一人につき 5 万円が加算される。	単年度一括払 
上西・国上・伊関・安納・現和・古田・住吉校区	75 万円	150 万円		
安城・立山・中割校区	100 万円	200 万円		

\*この事業は、予算の範囲内での補助となりますので、あらかじめご了承ください。

\*事業開始（工事着工等）は、補助金の交付決定日以降となりますので、ご注意ください。

◆問い合わせ先

西之表市役所 地域支援課 協働推進係（内線 214）